

中條良蔵著 『御陵并帝陵内敷与御沙汰之場所奉見伺書附』について

外池 昇

はじめに

一 研究史にみる『書附』の位置付け

1 後藤秀穂著 『皇陵史稿』

2 高市郡役所編 『高市郡古墳誌』

3 星野良作著 『研究史神武天皇』

二 『書附』の最重点項目

おわりに

註

史料編

【原文】

【現代文】

## はじめに

中條良蔵（寛政十二年五月二十三日～慶応四年四月二十四日）による安政二年四月『御陵并帝陵内敷与御沙汰之場所奉見伺書附』<sup>(1)</sup>（以下、『書附』という）は、幕末期における新たな神武天皇陵の造営に関する史料としてよく知られている。

その『書附』ならびにそれを著した中條良蔵については、著者はすでに『神武天皇の歴史学』（令和六年一月、講談社選書メチエ）（以下、前著という）を著し、中條良蔵が『書附』を著した最大の眼目が新たに神武天皇陵が造営される場所が「神武田」であるべきことを主張することと、そこで祭祀が継続され得ることを述べることであることを論じた。<sup>(2)</sup>このことは『書附』の全編を通読しさえすれば極めて明瞭なことなのではあるが、少なくとも本稿で以下に取り上げる三点の著作では、必ずしもそのようには『書附』を位置付けてはいない。その三点の著作というのは次の通りである。以下に発行順に1～3として掲げる。

1 後藤秀穂著『皇陵史稿』（大正二年十一月、木本事務所）

2 高市郡役所編『高市郡古墳誌』（大正十二年三月、高市郡役所、昭和四十六年十二月に名著出版より復刻）

3 星野良作著『研究史神武天皇』（昭和五十五年十一月、吉川弘文館）

なお、『書附』については、前著と同じく宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵『神武天皇御陵御沙汰之場所奉見伺候書附』<sup>(3)</sup> 函架番号（柳一九七七）に拠る。

### 一 研究史にみる『書附』の位置付け

以下、「はじめに」で挙げた1〜3について順に論じる。

#### 1 後藤秀穂著『皇陵史稿』

『皇陵史稿』の著者後藤秀穂（肅堂）については、千葉功著『南北朝正閏問題―歴史をめぐる明治末の政争―』（二〇二三年七月、筑摩選書）が大日本国体擁護団の結成に加わった人物として取り上げていることが最近の動向として注目される。しかしここでは、その著『皇陵史稿』との関係に焦点を絞って述べる。

後藤秀穂は、大正二年の「初夏」に大和に木本光三郎を訪れて「皇陵探求」のため現地調査をし、また、大木伯爵（遠吉）の紹介を得て柳澤保恵<sup>やすとし</sup>によって柳澤家の「秘書及び旧記」の閲覧を許され、これを主な史料として『皇陵史稿』を著したという。<sup>(4)</sup>

その『皇陵史稿』は計三方所で『書附』を引用している。

一カ所目はその第五章「元禄修陵」においてであって、「此時（引用註、元禄の修陵に際して畝傍山周辺の）各町村に命じて、その地所在御陵に就ての覺書を提出せしむ、安政二年四月、奈良奉行所與力中條良藏等より幕府へ差出したる、神武帝陵に關する意見書の中に」として『書附』に触れ、後掲史料の現代文P（元禄の修陵①）の箇所から、元禄十年九月十六日の高市郡四条村・小泉堂村の役人が差し出した書面の内容を原文のまま引用している。<sup>(5)</sup>

二カ所目は同じく第十一章「神武帝陵」においてであって、「安政二年四月、奈良奉行所付與力、中條良藏等より、幕府へ差出したる「御陵並帝陵内かと御沙汰之場所奉見伺候書附」の中に」として『書附』を提示し、後掲史料の現代文訳P（元禄の修陵①）の箇所から、元禄十年九月十六日の高市郡四条村・小泉堂村の役人が差し出した書面の内容と、神武天皇陵が塚山に決まったこと、その際山本村の役人が「丸山」と「ミサンサイ」を申し立てなかつたので別段取り調べはなかつたことを原文のまま引用している。<sup>(6)</sup>

三カ所目はやはり同章においてであって、「大和は、奈良奉行所與力、中條良藏、羽田半之丞主として、同心四人、考説方北浦定政、繪師岡本桃李等、下人共總て二十人、國中御陵を巡回す。その結果として、此年<sup>安政二年</sup>四月、幕府に提出したる」として『書附』を取り上げ、後掲史料の現代文訳A（表題）の一部とC（ミサンサイの概況）中の冒頭から同地が「靈域」の地であることを示す伝承やそれが死人まで出す祟りについての記述を原文のまま引用している。<sup>(7)</sup>

そうしてみると後藤秀穂著『皇陵史稿』は、『書附』を、元祿の修陵の際の奈良奉行所による四条村・小泉堂村役人の取り調べとその回答についてと、安政年間における「ミサンサイ」の様子および同地をめぐる伝承を示す史料として位置付けているとみることができる。

## 2 高市郡役所編『高市郡古墳誌』

『高市郡古墳誌』は同郡内の古墳について、大正十一年九月末現在における「現況」ならびに考証を載せるものである。ここでいう古墳には陵墓が含まれており、本稿で注目している神武天皇陵についての記載もある。なお、『高市郡古墳誌』と前後して同じく高市郡役所より『高市郡志料』（大正四年九月）・『高市郡神社志』（大正十一年八月）・『高市郡寺院志』（大正十三年三月）も発行されており、これらはいずれも昭和四十六年十二月に名著出版より覆刻されている。

その『高市郡古墳誌』は、一カ所で『書附』を引用している。

それは第二章「御陵墓」の「神武天皇畝傍山東北陵」においてであって、「當時の（註、天皇陵の）調査係は主任奈良奉行所與力中條良藏、羽田半之丞<sup>（宗）</sup>外四人、考説方北浦定政、繪師十市郡櫻井村岡本桃里等下人共總て二十人であつた。斯くて右調査結了して、安政二年四月、幕府に復命書を提出したが、其の中に就いて當陵（引用註、神武天皇陵）に關するものを拔萃

すると」として『書附』の内容に触れ、後掲史料の現代文A（表題）とC（ミサンサイの概況）と、X（祭祀）中の、「ミサンサイ」または「神武田」は「御尊骸」を葬った「御山陵」と思われるとする部分から、（神武天皇陵の）兆域を東西一丁・南北二丁に生垣で囲むとする部分までを原文のまま引用している。<sup>(8)</sup>

そうしてみると『高市郡古墳誌』は、『書附』を安政年間における「ミサンサイ」の様子および同地をめぐる伝承についてと、同地に造営されることになるであろう神武天皇陵への祭祀のための施設の整備の見通しについての史料として位置付けているとみることができる。

### 3 星野良著作『研究史神武天皇』

『研究史神武天皇』の著者星野良作は日本古代史を専攻し、その著作として数多の著書・論文を数えることができる。今日の学界にあつては神武天皇を『古事記』『日本書紀』に著されたそのままの形で古代史研究の主題とすることはできないと思われるが、星野良作は手順を尽し慎重に言葉を選びつつ、古代史上のみならず日本史全般の中に神武天皇を位置付け、殊に神武天皇陵については十分なページを充てており、実証的な議論を尽している。

その『研究史神武天皇』は、計三カ所で『書附』を引用している。

一カ所目は第一「神武天皇回顧の研究」三「神武天皇陵の研究」の「元祿の修陵と神武陵」

においてであって、「塚山採用（引用註、四条村の「塚山」を神武天皇陵としたこと）の事情については、安政の帝陵取締まりの際、奈良町奉行所与力中条良蔵（一八〇〇―一八八）らの神武陵調査報告書「神武帝陵内歟之場所取調之伺書」（安政二（一八五五）年〈推定〉二月六日付、戸田能登守・脇坂淡路守「神武帝陵取調書」所収、京都大学図書館蔵写本、以下「伺書」と記す。なおこれとほとんど同文の「御陵并帝陵内歟と御沙汰之場所奉見伺候書付」（安政二年四月、幕府への報告書）と題する写本が、『神武天皇御陵儀御沙汰之場所奉見伺候書付』と『大和国諸陵』に収められ、書陵部に蔵されている）に、つぎのように見えている」として『書附』の内容に触れ、後掲史料の現代文P（元禄の修陵①）の箇所中、元禄十年九月十六日の高市郡四条村・小泉堂村の役人が差し出した書面の内容と、神武天皇陵が塚山に決まったことと、その際山本村の役人が「丸山」と「ミサンサイ」を申し立てなかったので別段取り調べはなかったことを原文のまま引用している。<sup>9)</sup>

二カ所目はやはり第一「神武天皇回顧の研究」三「神武天皇陵の研究」の「塚山神武陵の変遷」においてであって、「前掲「伺書」によれば、間もなく神武陵の保護は民間の篤志家の手に移ったようである」として『書附』を取り上げ、後掲史料の現代文B（塚山の概況）中の、文化五年十月の高市郡畑村の弥三郎の石燈籠の寄付についての部分、文政八年三月の「道嶋」の医業渡世の三上大助と同人方同居の弟子十市藤三郎の石柵垣と石灯籠一基の寄附の部分、大

助と藤三郎の名が記された建石を取り払った部分を、現代文を主体としつつ部分的には「」内に原文を引用している<sup>⑩</sup>。

三カ所目はやはり第一「神武天皇回顧の研究」の四「神武天皇陵論争」の「安政の神武田調査」においてであつて、「いっぽう神武田説は、嘉永四年（一八五四）の垂仁陵盗掘事件を契機に実施された安政の探索によつて脚光を浴び、にわかには有力化することになった。同年九月、幕府は京都所司代と奈良町奉行に山陵の取締りを命じたが、その際とくに奈良町奉行には、「古来、神武帝陵内敷と相決候場所、只今は田方に相成、字ミサンザイ、或は神武田杯と唱候場所有レ之哉之由相聞候間、被レ相糺相違も無之候はゞ、旧跡相殘候所のみにても猥りに雑人等不立入様取計候方法も可レ有レ之哉、是亦取調可レ被レ申候事」（後藤秀穂『皇陵志稿』〈大正二年刊〉による）という注目すべき指示が付されていた。元禄度以来、形式的とはいえず塚山神武陵があり、いっぽうでは丸山説が提起され、幕府はこうした事情をよく承知していたはずなのに当時さほどでもない「字ミサンザイ、或は神武田」説をとくに取り上げてその調査を命じたのであろうか。私はいまその事情を明らかにすることはできないが、この幕府の方針がすでにこの時の神武陵調査の方向を基礎づけてしまったように思われる。ともかくこの指示のもとづく調査の結果が、安政二年（一八五五）に中条良蔵らによつてまとめられた「伺書」（既掲）（引用註、本稿でいう『書附』）であり、ここで丸山は神武の殯宮跡、塚山は神武皇后



墓とみられてともに否定され、明確に神武田説がとられ、実現こそしなかったがその後修陵方法も提起されたのである。すなわち報告の結論として」と述べ、後掲史料の現代文X（祭祀）中の、「ミサンサイ」または「神武田」は「御尊骸」を葬った「御山陵」と思われるとする部分から兆域を東西一丁・南北二丁に生垣で囲むとする部分までを省略部分を含みながら原文のまま引用した上で、現代文C（ミサンサイの概況）中の、「神武帝御陵内歟<sup>字ミサンサイ</sup>字ツホネカサ」について、「下方」においては同地を神武田と称するなどといった克明な調査の結果の部分から、同所とその東西南北の土地の様子や域内の「小丘」「芝地」の様子を詳細に述べた部分までを原文のまま引用している。<sup>11</sup>

そうしてみると星野良著作『研究史神武天皇』は、『書附』を安政二年の段階において奈良奉行あるいは京都所司代また幕府が「ミサンサイ」「神武田」の被葬者を神武天皇とする考え方の根拠を得、かつその地名やその周囲を含めた様子を具体的に記録した史料として位置付けているとみることができる。なお同書は、『書附』とほとんど同文という「伺書」<sup>12</sup>について「文献・伝承の調査も空前である」とし、事実上『書附』が神武天皇陵に関する「文献・伝承」を豊富に載せることを指摘している。このことは本稿の主旨からして注目すべきであり、後に改めて取り上げることにはしたい。

## 二 『書附』の最重点項目

さてそれでは、中條良蔵は何を目的として『書附』を著したのかということについて考えることにしたいが、それを考えるに際しては、中條良蔵が奈良奉行所与力であることが忘れられてはならない。中條良蔵は奈良奉行所与力として命を受け、その復命書として『書附』を著したのである。そうしてみれば、神武天皇陵について調査しその結果として文章を認めたにしても、少なくとも学問の上では束縛のない自由な立場である例えば本居宣長や蒲生君平が、自らの学識等を拠り所として著作を著すことと同じような訳にはいかないのはむしろ当然である。もつともこの点についてもすでに前著で述べているので、ここでは、前著では触れ得なかつた『書附』における津川長道著<sup>14</sup>『卯花日記』についての記述を取り上げて、前著での議論に繋げることにしたい。

『書附』による『卯花日記』をめぐる記述は後掲史料の現代文K（『卯花日記』）の通りであるが、そこにある通り、津川長道は文政十二年四月二十六日に四條村の「塚山」を訪れてその小ささのためにこれを神武天皇陵と思うことができず、洞村を訪れて同村の人びとに尋ね案内を乞うて、ようやくのことで「白かし」なり「白土のハナ」なり「岩鼻」なりという所を見出し、これを神武天皇陵と考えるに至ったのである。ところがこの『卯花日記』の記述について中條良蔵は、「天皇（引用註、神武天皇）を葬った所はどちらかと明確にはわからない」とか

「附会のことを（村人は）答えたのか」とか「言葉を略したり誤って伝えたりして「白かし」と称したのか」とか言い、果ては「明證」にはならないのではないかと結んで、津川長道による神武天皇陵が洞村に存するとの説を全面的に否定したのである。

そもそも、『書附』に引用された『卯花日記』には「中略」とされた箇所が多く、その部分を含めて『卯花日記』を掲載した檀原考古学研究所編『飛鳥京跡関係史料集(2)近世紀行文篇「昭和五十四年度飛鳥京跡調査概報」付録』（奈良県教育委員会、昭和五十五年二月）の「21卯花日記津川長道」にみえる『卯花日記』の原文と照らしあわせても、『書附』の『卯花日記』の引用における「中略」がいくに多いかが一目瞭然である。そこに何らかの意図的なものはなかったとしても、中條良蔵が目指したところは極めて明白である。洞村にある「白かし」なり「白土のハナ」なり「岩鼻」なりを神武天皇陵とする説の全面的な否定である。

さらにこれに関して、『書附』における神武天皇陵についての考え方の顕著な傾向を敢えて取り上げるとすれば、後掲史料の現代文Q（地形の変化）に典型的にみられる考え方である。それは、地形は長い年月の間には変化するのであるから、神武天皇陵に関する史料にみえる文言がその時の地形と異なってもそれは異とするには足りない、というものである。もちろん場合によってはそういう考え方も有効なのかも知れないが、それが妥当かどうかは、それぞれの場合によって個別に判断されなければならないのであって、一般的に成り立つような

ものではないことは当然である。

それでは中條良藏はこのように洞村の神武天皇陵とされる地を厳しい調子で否定したのは、いったい何故なのであるか。それは勿論山本村の「神武田」なり「ミサンサイ」また「ツホネカサ」の地に新たな神武天皇陵が造営されるためには、洞村に神武天皇陵とされる地などただの一カ所もあつてはならなかつたからである。この時点でもはや四條村の「塚山」は問題にならないとすれば、中條良藏にとつてその存在を否定しなければならぬ対象は、唯一洞村に存する候補地だけである。その候補地はこの頃までは、「加志」（本居宣長）なり「御陵山」（蒲生君平）なり等と呼ばれていたが、その後次第に「丸山」とされることが多くなつてゆく。つまり、事実上この「丸山」の否定こそが中條良藏に与えられた課題であると同時に、『書附』の最重要項目ということができるのである。

そうであればこそ『書附』は幾多の史料を引用して、つまり右にみた星野良著作『研究史神武天皇』が『書附』について「文献・伝承の調査も空前」であるというまさにその通りに、山本村の「神武田」（ミサンサイ）こそが真の神武天皇陵であるのに唯一相応しい地であり、洞村の「丸山」は決してそうではあり得ないことを繰り返し述べ立てているのである。

## おわりに

ここまでみてくれば、少なくとも右の1後藤秀穂『皇陵史稿』また2高市郡役所編『高市古墳誌』において『書附』は、必ずしもその本来の作成意図が正しく理解された上での位置付けがなされてきたのではないことが明らかになったのではないか。その後に著された3星野良作著『研究史神武天皇』では、1後藤秀穂『皇陵史稿』そして2高市郡役所編『高市古墳誌』とは異なる視点は提示されていたが、それでも決して十全なものではなかったと思われる。

『書附』は決して、「塚山」なり「神武田」（ミサンサイ）なりの安政年間における様子を事細かに記録しただけの文書ではない。また、中條良蔵が自らの意思で真の神武天皇陵はどこかと探し求めて著した考察の書でもない。奈良奉行所与力として自らの知る限りの神武天皇陵に関する文献についての知識を駆使して著した復命書なのである。『書附』は、そのように理解されなければならない。

## 註

- (1) 『御陵并帝陵内敷与御沙汰之場所奉見伺書附』にはその作成者として中條良蔵のほかにも羽田兼左衛門・羽田半之丞を記すが、本稿では実質上の作成者を中條良蔵を作成者とみて論を進める。
- (2) 前著第三章「奈良奉行所与力中條良蔵」。
- (3) この標題は外題によるもので、内題は「御陵并 帝陵内敷与御沙汰之場所奉見伺書附」である。当

然、内題の方がより内容に相応しい。

(4) 後藤著『皇陵史稿』の柳澤保恵による「序」、及び木本光三郎による「皇陵史稿の首に題す」による。ただし後藤秀穂は柳澤家所蔵史料にのみ史料調査を頼ったのではなく、例えば「子が民間に在る控書に見たるもの」(同書八十八ページ)というように、地域に伝わる史料にも眼を向けていたことは、ここに付記しておく。

(5) 後藤著『皇陵史稿』八十八〜九ページ。

(6) 後藤著『皇陵史稿』一七五〜六ページ。

(7) 後藤著『皇陵史稿』一八七〜九ページ。

(8) 高市郡役所編『高市郡古墳誌』六十二〜五ページ。

(9) 星野著『研究史神武天皇』四十八ページ。

(10) 星野著『研究史神武天皇』五十六〜七ページ。

(11) 星野著『研究史神武天皇』七十四〜五ページ。

(12) 星野著『研究史神武天皇』四十八ページ。

(13) 星野著『研究史神武天皇』七十六ページ。

(14) 津川長道については、その名を「仲道」とする場合もある。例えば宮内庁書陵部による「書陵部所蔵資料目録・画像システム」(最終閲覧日令和六年一月二十九日)と『補訂版国書総目録第一巻』(一九八九年九月、岩波書店)の「卯花日記」の部分では「津川仲道」とする。ここでは全部ではないにせよ「卯花日記」の翻刻を掲載した『飛鳥京跡関係史料集(2)近世紀行文篇』に拠って「津川長道」とした。

史料編

〔原文〕

（外題）

〔神武天皇御陵儀御沙汰之場所奉見伺候書附完〕

（内題）

〔御陵并

帝陵内歟与御沙汰之場所奉見伺書附

中條良藏

羽田謙左衛門

羽田半之丞

植村出羽守領分

高市郡四条村

同郡小泉堂村

入組

元祿度御取極

人皇才一

神武天皇御陵

字塚山

除地

當時御陵廻り式拾八間式尺五寸石冊垣二而八角二相囲南方垣内二地藏佛二躰彫刻之建石高寸一尺  
一寸厚四寸并幅九寸五歩神武天皇御陵与彫刻之建石高寸二尺五歩有之幅四方共三寸五分、垣外南面二石燈籠一對高寸六尺六寸御臺石四方共壹尺七寸宛傍  
 二制札相建御座候

右御陵者元録十丁丑年九月竹垣三拾壹間戸前押面四ニ取建相成候場所ニ付模樣替之儀四条村小泉堂村役人共相札候処竹垣者先年朽損其後囲垣無之処文化五辰年十月和州高市郡畑村弥三郎儀石燈籠一基寄附いたし猶又文政八酉年三月撰州大坂道嶋北濱醫業渡世罷在候三上大助同人方同居才子十市藤三郎儀御陵廻り二十八間式尺五寸之間八角之石冊垣高寸四尺石柱數百七十四本石燈籠壹基寄附之儀右両村役人共江申聞候付京都御役所江届濟之上取建候儀に而其砌

神武天皇御陵与彫刻之建石并三上大助十市藤三郎石冊垣寄附之儀を石ニ彫刻いたし相建御座候得共御陵前ニ大助藤三郎名前を記候建石者奉恐入候儀与心付近頃取拂候由石地藏佛者石冊垣相建候節塚山北側土中分掘出ニ付垣内江安置いたし候儀之旨申之候付追而及沙汰候迄者制札面之通相心得候様申渡置候猶又帝陵内坎与御沙汰之場所取調候趣左之通御座候

神保三千次郎知行所

神武天皇御陵内坎字ミサンサイ字ッホ子カサ高市郡山本村高式百三拾九石壹斗六升六合九勺之内拾九石四斗八升

壹合之場所



但ミサンサイツホ子カサ之地名を於下方神武田与称候惣躰ニ田畑合地所高几廣サ東西壹丁  
南北貳丁二而四方際目

東方者道限

此道之東方者同知行所同郡大窪村田地ニ而字ヲ塔之垣内并字ヲ下座与称候

南方者小川限

此川之字ヲ神武田川与称候川之南方者山本村田地ニ而字ヲ川バタ与申候

西方者道限

此道之西方者山本村田地ニ而字ヲ上久保与申候

北方者畔限

此畔之北方者植村出羽守領分同郡四条村田地ニ而字ヲ的場与申候

ミサンサイ之内

東西三間五尺南北四間壹尺根廻リ拾間四尺ニ而方形中高東西長相成候中

小丘壹ヶ所

央ハ几高サ三尺斗榎壹本荊木壹株芝原相茂リ有之畝火山江方位午之九歩  
半ニ當リ麓迄几三丁半前書塚山ト者方位子ノ八分ニ當リ几貳丁半相隔申

候

同断

圓形之平地ニ而根廻リ八間五尺東西貳間五尺五寸南北同断中央几高サ貳

芝地壹ヶ所

尺樹木無之草原之地ニ御座候右小丘合方位辰方ニ當リ六間壹尺相離御座

候

右地所之儀山本村役人共相糺候処文録四年檢地帳ニ字ミサンサイ并ニ字ツホ子カサ与記有之  
素之開地之年月并元録度帝陵改之節當御役所江書出候有無之儀書面不相見申傳等も無之候得  
共靈威成地所ニ而百姓共相恐<sup>オンレ</sup>十ヶ年以前迄者農作いたし候もの無之荒地ニ相成年貢米弁納

二付百姓共困窮ニおよひ候故同村枝郷洞村穢多共江開發修理作方亦為致候砌小丘ニ有之候松  
 桜之木杯穢多共伐取薪ニ可致与持帰り候処忽家内不殘死果猶又芝地之草を伐取牛馬ニ為食候  
 而も食不申候尤開地ニ取掛候節狂風暴雨ニ而相荒其後田地作いたし居候洞村穢多四平藤兵衛  
 佐平治三人共死絶いたし候付右崇之由風説有之百姓共恐怖いたし候与申之靈威之地与相聞候  
 地名をミサンサイ与申候者御山陵之意歟ツホ子カサハ御山陵之坪を相重候儀歟音聲之乱謬ニ  
 可有之哉外之物鉢之田地分式三尺斗地所高候得者何れニも丘陵開地之場所ニ付若哉上古者畝  
 傍山よりミサンサイ塚山迄も丘陵連綿いたし如尾形容ニ而帝陵内地ニ而も可有之哉近世諸説  
 も御座候ニ付穿鑿仕候處

前王廟陵記ニ畝傍山中東北陵可ハカリ二百年一以来壞為糞田民呼字神武田暴汚之所為可痛哭也餘數  
 畝為一封農夫登之恬不為怪及觀之寒心夫

神武天皇繼ニ神代草昧之蹤アトヲ一東征平中州關四門朝八方王道之興治教之闕実ニ創於此我國君臣  
 億兆當尊信之廟陵也云々此前王廟陵記者松下見林著述ニ而元祿九年中元日与序ノ文ニ相記本  
 文東北陵可百年以来壞云々と御座候得共慶長二年より元祿九年迄曆數百年ニ相成候山本村檢  
 地帳者文録四年ニ而慶長以前ニミサンサイツホ子カサ与申田地有之候得者本文開地年曆者大  
 凡之儀ニ而も可有之哉素々開地年曆者不詳候得共文録四年以前与相聞候猶又神武田者前書ミ  
 サンサイツホ子カサ之地ニ相當リ申候

大和志ニ畝傍山此畝火山者小物成高附之場所ニ而凡山之高八十間根廻り三十八丁三十六間有之前書山本村小物成高壺石三升同知行所同郡畝火山同壺石六斗慈明寺村同七斗三升大谷村同壺石八斗吉田村同九斗五升五ヶ村々々天津御代官所江相納申候

東北陵

神武天皇在四条村此東北陵者前書四条村小泉堂村塚山之儀ニ御座候

祠廟在大窪村云々此祠廟者同知行所同郡大窪村氏神天一大明神与奉崇敬居候

神武帝社ニ而傍ニ春日明神小社并拜殿鳥居等有之畝傍山神官之巫女吉田家支配同村日向儀致兼帯居候同所ハ御陵之由聞傳居候趣ニ候得共往昔大窪村國源寺等之境内ニ地理相當候間素々奉勸請候祠廟歟

御陵ニ而者無之哉ニ相聞候間有来通ニ差置可奉御崇敬旨日向所役人共へ可申渡哉与奉存候

管笠日記本居宣長著述畝火山の畧中北のかたに四条村といふありこの四条村の一丁はかり東畝

火山よりハ五六丁も此丁数者三丁半有之本文相違いたし候はなれて丑寅のかたにあたる田の中に松一もと桜ひと本おひて此松桜とも先年洞村穢多共刈取當時榎壺本荆木壺株有之三四尺ばかりの高なるちひさき塚のあるを此塚者前書山本村ミサンサイ之小丘を指而申候畝火山麓迄三丁半ニ付遙ニ隔与申程之場所ニ而者無御座候

神武天皇御陵と申つたゑたりされどこれはさらにミさゝきのさまとはミゑす又かの御陵ハか

しの尾上と古事記にあるをこゝハはるかに山をハはなれてさいふへき所にもあらぬ云々  
古事記傳に前同人著述

綏靖天皇の人皇才二陵と申傳たるぞ

綏靖には坐すして此

神武天皇の御陵なるへき其は山本村の西慈明寺村の南に連きたる高き處に在て即畝火山の西北方に属たる岡上にて正しく尾上といふへき地形なり云々是者誤説ニ付難取用奉存候

綏靖帝御陵之儀者委細別紙ニ申上候

玉かつま二前同人著述

神武天皇の御陵は今それと申す所ハあらぬ所にて実は今

綏靖天皇の御陵と申すぞ

神武天皇の御ならむとおのれ考へてはやく吉野の道の日記にしるしぬるをその後此四五年さきに大和の国の人に竹口英齋といふかかたりけるは今

綏靖天皇の御陵と申ハなほ

綏靖天皇なるべし

神武天皇の御はおのれさたかに尋出奉りたり日本書記(紀)にしるされたるに方もよくあへりそハ畝火山の東北のかたの麓につきて天皇宮といふ祠ある山也此天皇宮と申候者寛文八年九月造

嘗いたし候生玉大明神社ニ而前書山本村枝郷洞村穢多住居之傍畝火山内字丸山与呼候處を指与申儀ニ御座候そこに字を加志といふ所あり此加志といふ所畝火山内ニ無之丸山之西讀(續)二字をタンダ与称シ其所之東續ニ榎木五六本有之候右之場所を指而申候哉ニ相聞候古事記にしるされたるかしの尾上てふ名ののこれるなるへし山本なる神八井耳命の御墓よりハ東小泉堂村よりハ南大久保村よりハ西にて保良村といふ里のあたりなり此保良村者前書山本村枝郷洞村穢多住居地ニ御座候その近きあたりの田地の字に神武田またみさんさいなといふ所もありといひてすへて此うねひ山につきたる圖をも見せたりき同し國(圖)のうちにてことにちかきところなれハしはく行見て考へさためたる也とそかたりけるこれを聞見れはおのかさきのかむかへハ猶あたらすまことに此人のいへる所そ其ならむとおもはるゝ云々

山陵志ニ是者文政年間ニ蒲生秀實著述之書ニ而同人者常陸国之住居通名伊三郎与申候由ニ御座候

神武陵在畝傍山東北隅曰白禱尾上今畝傍山東北隅所呼曰御陵山墳然而隆起此也大和志以此為神八井之墳神八井之葬于畝傍山北雖於史有之其所在山隅平地未詳也今妄認者尔若果神八井之墳乎其位人臣又何以傳謂之御陵乎今呼曰御陵是土人口碑索而不偽云々此畝火山内御陵山と申場所穿鑿仕候得共相知不申候山本村役人洞村穢多共相糺候処畝火山内ニ右躰之地名者聞傳も無之旨申立候然ニ山本村氏神八幡宮アラ分凡壹丁半辰巳方字青木谷之傍凡廣東北三丁南北式丁斗

平圓之地形ニ付此所を指而申候哉御陵山と申候儀者本文ニ土人之口碑与有之候得共村人共聞傳も無之候間若哉大和志ニ寄而附會いたし候儀歎本意不詳候得共畝火山北方ニ古墳歎与被存候地者此外ニ無御座候

日本書記(龜)ニ

神淳名川耳天皇(綴)綏靖天皇

四年夏四月神八井耳命薨即葬于畝傍山北云々与相見候付

神武帝陵ニ而者無之神八井耳命墓ニ可有御座哉ニ奉存候

廟陵記云畝火山東北陵百年以來犂為糞田名曰神武田猶餘數畝為一封冢今問其地果有所謂神武田然是平地而距山嶋東北三丁斗乃不合尾上之名且所謂餘數畝為一封冢者亦不在神武田距神武田又東北三丁有古墳在焉盖指此也中畧疑其古墳是當時所陪葬或神八井之類決非

神武陵也此距神武田又東北三丁有古墳云々与相見候者前書四条村小泉堂村之塚山を指而申候儀ニ御座候

神武田一名美贇佐伊是美佐々岐所訛謂山陵也山陵与廟俗互其言今謂神武田曰美佐々岐盖以其嘗有廟焉相傳旧嘗有

神武祠廟在神武田地昔年水潦廟為之所漂而後遷大窪村此山陵与廟互其言云々与有之候得者檢地水帳田地字ニ山陵者ミサンサイ祠廟辺ハミヤノ東又者ミヤノウシロ塚辺者ツカノ坪ツカノ

ワキ与相記夫々唱方差別御座候猶又昔年水潦二付祠廟を大窪村江遷候与之儀致穿鑿候得共山本村大窪村并地頭所ニ書面又者申傳も一切無之旨申之候畝火山神宮文庫所蔵之古繪圖ニ神武天皇祠宮者只今之場所ニ方位相當候間本文之説者難致信用候

大窪寺之趾有國源寺焉又傳國源寺亦嘗自神武田旁遷于此處多武峯記有泰善法師天延二年三月十一日行畝傍東北遇一奇老人顧泰善謂曰為朕講大乘法禱國家榮福朕是人皇始祖言畢乃不見泰善以此瑞每年三月十一日輒來誦法花故貞元年大和守藤原國光為創堂宇號國源寺云夫其誕妄固淳屠氏之常然而其堂由此創造則

神武祠廟亦當在其寺中即神武田旁曰塔垣内就其名而考疑是當時建塔廟處因称美佐々岐吹云々此大窪寺之儀者日本書紀二人皇才四十

天武帝御世朱鳥元年八月己朔己巳檜隈寺輕寺大窪寺各封百戸云々と御座候其旧郡故大窪村与称田地之字ニ東金堂西金堂靈堂南堂垣内北堂垣内塔ノ垣内門田下庄寺内ノ北方寺堤家原田松原官ノ東方官ノ西方官ノ後坏与称シ候同所西続之田地者前出四条村小泉堂村領ニ候得共田之字ニ南ノ不動北ノ不動寺内院田塚ノ坪与申所も有之往古大窪寺之敷地ニ而堂塔伽藍全備之処多武峯記ニ拠候得者天正之頃荒廢ニ相成貞元二年此所へ國源寺造立開祖者多武峯八代目之檢校泰善与申僧ニ而無□之荒陵鎮祭いたし毎年三月十一日國忌ニ法事勤行と□其後衰廢および候哉越知家譜ニ

圓融院御世文治三年八月越知家知右馬頭藤原親家三男光惠法眼國源寺造立中興開基之由相見候只今者同寺之觀音堂一字相殘傍二庫裏小社御座候迄二而表門も無之境内も微少二相成御座候京都知恩院流浄土宗和州高市郡五位村称名院兼任同院之末寺二御座候猶又前書古繪圖二國源寺之觀音堂者

神武帝祠宮之傍二有之當今之場所二相當り候間他所引遷候儀二而者無之様相聞候付右五位村称名院相糺候所

神武帝塔廟并祠宮を他所引遷候儀ハ旧記ニ不相見聞傳ホも一切無之旨申之候間本文之考説者難取用奉存候

卯花日記ニ此書者文政十二年五月津川長道与申者之筆記之由ニ御座候

神武天皇の御陵をおかまんとて先四条村なる塚根山にまうて中略此塚根山者前書四条村小泉堂村塚山之儀ニ御座候

此塚のあまりにセまく小さくてさらに

天皇の御ンのさまとハミ中略えす中略やつかれ若き時よりこれをうたかひてふるき文にもとめ又里の翁にあなぐり尋れともそこと定むへき方もなくたゝあやしミおもふはかり也中略畝火山東北のもと洞村なり此里は山本村の枝村ニ而穢多の住ところなり此村の神祠ニまうつるに祭神た



しかならず里人にとへは生玉とことふ此より山へのほりて道もなきけハしき坂をこゑそここ、と尋ねしにこの山の東北の尾上に松たかくしけりてことに高き所あり里人ハ白土のハナまたハ岩ハナといへり畧中見渡すに何となく御陵のさまとおもハれはへる大かた此所にたかひあらし物をとおしはかり侍れとなを旧證なけれハ此山を南へ下りて畝火村にゆきぬ畧中かの村長の翁字甚兵衛の帰りくるにあひぬ畧中かくて翁二

神武天皇の御陵の事尋侍りしに翁いはくこの御陵の事は塚根山なりとふるく申傳へて公にもさためたまふうへハ外二しるへきやうもなしされとも此あたりのふるき翁なんども何とやら今の所は亘たかひたるやうに申もなきにハあらずといふさらは此山の中の字にもしもかしの尾白かしなんと云所かなきにやとふに翁の曰此畝火山は東の方ハ北より南へまわりてミな畝火村の領なり南西は真名子谷のあたりまで此村の領分なり北は洞村より山本村の領にて西北のすミハ慈明寺村の領其西は大谷村の領西南の處ハ吉田村の領なり畝火邑のさかいハことに廣し此山の北のはし東のすミに白かしと申所はある也さらハ山ぶみして道しるへしてむと畧中翁にしたかひて行に此山の東方の大道をひたと北へゆきて北のすミ洞村の上に竹むらのある所をおしへてこ、そ白かしと云所なり畝火村と山本村との領さかいなりと云こはさきに見つる白土のハナ又は岩鼻と云處なり又此あたりの村里に郷踊と云ことありて畝火の神にねぎ事してその願満ぬれハ村々よりいて、大踊をなす事あり年毎にあるにハあられとも二十年

三十年ニハかならずある事也其時にハ此所にておとりをする事ふるきより例となりたるとそ此所の有さま山にそひてすこしき平地にして何さまいにしへの宣命所なるへしと見えたりさてこそいよく此所ニたかひなしとさためぬ後の世の陵のミなく南面にて北ニたかく御ンをつきたる物なれと上れる世にハその定もなかりしとミへてたゝ山のなりによりておのつからなしたる也中畧この御陵より塚根山までハわつかに五六丁をへたつれともそのあいたに川筋二筋もありて昔より尾上と云へき所にあらず又紀の東北とするされたるも記の畝火山の北白禰尾上とするされたるにもよくかなひたり塚根山はたかひたるにきわまりたりされハ塚根山ハいかにと云にこれもいにしへの高き人の塚なるへし中畧

天皇の御陵といふはいたくたかへり云々此本文ニ畝火山内字白土のハナ又者イワハナ与申所ハ洞村東端分畝火神宮江參詣路之東北ニ而此路之南方分同山字丸山之続ニ付是を指而御山陵与申候哉又者通路筋より巽方之丘を申候事欵両様共白土ハナ之続ニ付

天皇を奉葬候所は何れ与明白ニ相分り兼候且畝火村甚兵衛儀白土鼻を白かし与申候者長道の尋を請而白かしと附會之儀を答候事欵又者上古畝火山之東北は惣而廣く白禰原之都ニ附属之地ニ而白禰原白禰尾上与称候を略言謬傳いたし白かしと申候儀ニ而も可有之哉詳ニ相知不申候尤同所者小平地ニ候迎御山陵之宣命所とも難取極哉素々險阻之地も天変ニ而土砂崩落平地之様相成候儀所々ニ御座候或者往年村人共願満踊之場所ニ少平ニ開地いたし候事欵何れ共難

斗御座候間明證二者相成間敷哉与奉存候

北浦定政之説ニ山陵志に

神武陵ハ畝火山の東北のすみ洞村の上ニ呼て

御陵山といふ所与いはれたれと今洞村にゆきて尋るニ

御陵山御靈山などいふ地名知る人なし但は洞村の上に字丸山与よふ古墳あり古へ御陵御靈山などよひしハ此丸山の事か

側に

神功皇后の又ハ太玉命 又ハ生玉命 古ハ小社有神武社を後世神功社と傳へ誤るか 此社の祭礼ハ九月十二日なり則 神武天皇を畝火山の東北に葬りし月日にあたれり此丸

山ハ上古の陵制ニかなひ書紀の東北とあるにかなひ古事記の白禱の尾上与有にもよくかなへ

ハ則

神武天皇陵なる事明なり云々本文丸山と申者前出山本村領山手小物成高菴石六升九勺之内ニ而同村枝郷洞村穢多共之住居より凡五間余相離高サ凡四間廣サ凡東西八間南北十二間ニ而山之根ニ鳥居小社有之候則畝火神宮之神主高市郡大谷村播磨義今般小社之神号取調候処生玉社ニ相違無之同社棟札ニ奉生玉明神造宮息延命福貴祈所也寛文八年申九月吉日願主敬白云々与有之近頃穢多共信仰いたし毎年九月十三日者畝火神宮祭礼ニ而郷中村人共野業相休候付穢多共儀も同様生玉社江造酒燈明等を献備いたし祭居候由然ニ畝火神宮之相殿ニ

神功皇后を祭御座候付他所より參詣人之中ニハ右等之儀を聞傳自分之推察ニ而生玉社を猥ニ

神功社と申誤候義も難斗候得共郷中并郷村ニ而者先年々爾今生玉社与相唱神功社与称候義ハ無之由棟札之神号ニ符号いたし候ニ付

神武社を 神功社ニ傳誤候義者無之同社祭日者九月十三日ニ而 神武帝奉葬候日限とハ相違いたし明證ニハ相成間敷哉与奉存候

日本書紀ニ此書 勅を奉而一品舍人親王從四位下大朝臣安麿儒士紀朝臣清人等<sup>四十一</sup>元正帝養老四年五月奏上之由續日本紀ニ相見候

神日本磐余彦天皇 神武天皇

七十有六年春三月甲午朔甲辰天皇崩于橿原宮明年秋九月乙卯朔丙寅葬畝火山東北陵云々

延喜式此書者延喜帝之勅を奉而左大臣藤原時平公撰緝之中半ニ薨去貞信公忠平等續撰之由跋文ニ相見候

畝火山東北陵畝傍橿原宮御宇

神武天皇在大和国高市郡兆域東西一丁南北二丁守戸五烟云々

古事記此書者<sup>四十一</sup>元明帝和銅四年九月十八日勅を奉而大朝臣安麿儀稗田之阿礼与申人胸中ニ記臆之勅語旧辞口述いたし候を纂修献上之由序文ニ相見候

神倭伊波礼毗古天皇御陵在畝火山之北方白袴尾上也云々

元禄十丁丑年九月十六日高市郡四条村小泉堂村役人共差出候書面ニ

御陵字塚山神武天皇御廟之由村人申傳候云々右申立候趣を以所司代江御注進塚山ニ御取極相成候儀ニ而其砌山本村役人共畝火山之丸山并ミサンサイ小丘等之儀を不申立故別段御取調者無之處古事記ニ白袴尾上と申候地所ニ致相透候旨

前段之通區説有之一定不仕候都而丘陵之形容往昔之俣成も相變候も可有之候一皆二者難申候得共天變ニ而峰頂欠崩又者兵乱ニ築居城穿溝池昇平之世二者神社佛閣造建之用土ニ山岳之四方を毀取或者村莊田畑ニ開地いたし當時山嶋尾上与見請候処者古之山嶋尾上ニ而者無之素と丘陵之中半者只今之麓ニ而暫時之間ニ山峰丘陵平地之田畑ニ相成候分近世数多御御座候況人皇之初代今當今ニおよひ候年間中ニ其程之變化無之与者難申歎猶々相考候ニ和州

帝陵之内中山塚石塚段々塚塚之切と申処も有之候間一皆ニハ難申候得共多分後世之字名四條村古泉堂村山本村大窪村領續ニ而古墳之場所を山本村二者ミサンサイ四條村古泉堂村ニハ塚(小)山大窪村ニ桜見塚と称候間同所之古檢地帳水帳ニ而も差別有之哉ニ相聞候間ミサンサイ者御山陵之訛ニ候

帝陵ニ可有之哉上古

神武帝より以前大隅国埃山陵高屋山上陵吾平山上陵何れも高大成地所之由ニ付

神武帝奉葬候時者ミサンサイ之地も畝火山續之高丘ニ有之候処追々毀取欠縮及開地候故只今ニ而者平地同様田畑小丘芝原ニ相成候義ニ可有之哉乍去凡東西一丁南北二丁程之場所ニ而延

喜式之兆域ニ打合四隣之田地より際迄凡式三尺斗土地高殊ニ數十年來村人共恐怖之場所ニ而其傍之小流ニ神武田川とも稱候付上古畝火山ハ塚山ハ追レも如レ尾裳出白樺樹相茂候付字ヲ白樺尾上ハ与稱シ其東西兩側者洞苔洞水ハ杯ニ而相窪ミ候土地ニ付丘峰を東西二方江毀取西方ハ田畑東方者堂塔伽藍建立何分低下之地ニ付寺号を大窪寺ハ与稱し候歟日本紀

天武帝之卷ニ朱鳥元年檜隈寺輕寺大窪寺各封百戸限三十年云々与有之建立之年月者不相見候得共朱鳥元年以前大窪寺造作之時ニ者定而ミサンサイ塚山之長石を棺石之基築相運ヒ又者陵墓域内之地を境内ニ取込佛法興隆帝陵衰微いたし延喜年間ニ東西一丁南北二丁之兆域相成候事歟其後大窪寺廢亡ニおよひ貞元二年ニ至リ國源寺建立境内ニ

神武天皇之祠堂并堂塔僧院をも造作其以後同寺衰廢いたし文治三年再建猶又衰廢ニおよひ終ニ帝陵をも取毀只今之様ニ荒野田家ニ相成大窪寺國源寺ハ之遺跡者大窪村と稱し

神武天皇之祠堂觀音堂一字其余者堂塔之礎石而已相殘

帝陵者ミサンサイ神武田と稱シ惣躰平地ニ相成候者千年以來開地いたし候故之儀歟畝火神宮所藏之古繪圖ニ畝火山南面之尾上ニ有之候寺院も當時平地田畑ニ相成其田地之字名を滿願院と唱居候を以て被相知候此義無心付當時之形を及見候而白樺之尾上ニ不合杯と區説いたし候得共今ニ小丘相殘候上ミサンサイ之字名者古檢地帳ニ顯然与相見候間ミサンサイ者

神武天皇御山陵ニ可有御座与奉存候元祿度ニ四條村小泉堂村之塚山を

神武天皇御廟と申傳候者素々

神武帝皇后之塚山与申を村人共略言謬傳いたし候事歟ミサンサイ之小丘カ塚山迄凡三丁半相離其傍之田地を塚坪与古檢地帳ニ相記御座候二付上古者

帝陵之域内与も可申續地ニ御座候カ半哉

綏靖天皇元年以後媛蹈躡五十鈴媛皇太后を奉葬候墓所歟書紀ニ者此事相脱候儀ニ可有之哉猶又畝火山内之丸山を洞村穢多共之申傳ニ御殿跡与称居候彼等之申条ニ候得共古人之口碑ニ付好事之もの、虚説カ分出而可取用候事も御座候且

神武天皇者御在位七十六年之三月十一日崩御被為遊翌年九月十二日奉葬御座同日迄者丸山ニ殯御殿御造作御棺安置之旧跡与之儀を畧言ニ申傳候事歟今般丸山之頂上壹畝貳拾六步貳厘五毛之内小物成高之内三合八勺七钱ハ札之場所繩引為致置候追而竹垣被仰付候方与奉存此外畝火山東北之方ニ陵墓者無之候間今般

神武帝陵内歟与御沙汰有之候ミサンサイ又者神武田と称候地者奉葬

御尊骸候御山陵与奉伺候間右ミサンサイ地を御神躰与いたし畝火山の浄土を以而鎮祭為致凡中央之高サ貳間斗ニ積立桜木を植其廻り者筋練塀ニいたし前ニ黒木鳥居土堤之御拜所取建兆域ハ東西一丁南北二丁ニ取極生垣ニ而相囲候方与奉存候尤神主者白川吉田両家之内江人撰被仰付右境内江神宅御取立乍聊御扶持米ニ而も被下候ハ、相續も可致哉と奉存候扱ミサンサ

イ等之地者神保三千次郎知行所ニ御座候間御引上ノ上ハ御料所内より代地ニ而も可被下哉之  
段同人江御達候儀被仰上候方与奉存候

右之通ニ御座候依之別紙ニ繪圖面相添此段申上候以上

卯四月

中條良藏

羽田謙左衛門

羽田半之丞

(註)

・翻刻にあたっては、原史料の台頭・平出・闕字は反映した。割註の部分も同様とした。



【現代文】

A (内題)

神武天皇陵ならびに神武天皇陵の内かとの御沙汰の場所の实地検分の報告書

中条良蔵

羽田謙左衛門

羽田半之丞

B (塚山の概況)

植村出羽守領分高市郡四条村同郡小泉堂村錯綜地  
こせどう

元禄年間御取極

人皇初代

神武天皇御陵

字塚山

除地

現在では御陵の廻りは二十八間二尺五寸で石の柵垣で八角に囲み、南方の垣の内に地藏仏二体を彫刻した建石〔高さ一尺一寸厚さ四寸ならびに幅九寸五歩〕と「神武天皇御陵」と彫刻した建石〔高さ二尺五歩幅四方とも三尺五分づつ〕と垣の外に南面して石灯籠一对〔高さ六尺六寸御台石四方とも一尺七寸ずつ〕があり、傍らに制札が建ててある。

この御陵は元禄十丁丑年（一六九七）九月に竹垣三十一間「戸前凹面」に取り建てた場所

で、模様替えの際に四条村と小泉堂村の役人に糺したところ、竹垣は先年朽ち損じその後<sup>い</sup>に圮垣<sup>がき</sup>（斎垣また忌垣とも。神聖な場所の周囲にめぐらした垣）が無く、文化五辰年（一八〇八）十月に大和高市郡畑村の弥三郎が石燈籠一基を寄附し、また文政八四年（一八二五）三月に摂津国大坂道嶋北浜医業渡世の三上大助と同人方に同居の弟子十市藤三郎が、御陵廻り二十八間二尺五寸を八角の石柵垣（高さ四尺の石柱一七四本）と石灯籠一基の寄付を両村の役人に申し出たので京都御役所に届けた上で建設し、その際「神武天皇御陵」と彫刻した建石と、三上大助と十市藤三郎が石柵垣を寄附したことを石に彫刻して建てたが、御陵の前に大助と藤三郎の名前を記した建石があつては恐れ入ると心付き近頃取り払つたということである。石地藏仏は石柵垣を建てた際に塚山の北側の土中から掘り出したので垣の内に安置したことを申したので、追つて沙汰があるまで制札の通りに心得るように申し渡しておいた。

### C（ミサンサイの概況）

なお「帝陵内かと御沙汰の場所」の取り調べについては左の通りである。神保三千次郎知行所の神武天皇御陵内かとの地〔字ミサンサイ・字ツホネカサ〕は高市郡山本村高二三九石一斗六升六合九勺の内の一九石四斗八升一合の場所である。

ただし字ミサンサイ・字ツホネカサの地の名は「下方」では「神武田」と称する。全体に田畑よりも地所は高く、およそ広さは東西一町・南北二町で四方の境目は（次の通り）。

東は道まで。この道の東は同知行所同郡大窪村の田地で字塔之垣内・字下座という。

南は小川まで。この川の字を神武田川といい川の南は山本村の田地で字を川バタという。

西は道まで。この道の西は山本村の田地で字を上久保という。

北は畔まで。この畔の北は植村出羽守領分同郡四条村の田地で字を的場という。

ミサンサイの内小丘一カ所 東西三間五尺・南北四間一尺・根廻り十間四尺で方形で中が高く東西に長くなつていて中央はおよそ高さ三尺ばかりで榎一本・荆木一株があり芝原が茂り畝火山へ方位は午の九歩半に当り（畝火山の）麓まではおよそ三丁半ですでにみた塚山とは方位子の八分に当りおよそ二丁半隔たる。

同じくミサンサイの内芝地一カ所 円形の平地で根廻り八間五尺・東西二間五尺五寸・南北も同じで中央がおよそ高さ二尺で樹木はなく草原の地である。右の小丘から方位は辰に当り六間一尺離れる。

この地所について山本村の役人を糺したところ、文禄四年（一五九五）の検地帳に「字ミサンサイ」ならびに「字ツホネカサ」とあり、もともとの開地の年月と元禄年間の帝陵改の際の当御役所（奈良奉行所）へ書き出した書面は無く申し伝えもないが、（この地は）「靈威」の地所で、百姓は恐れて十年以前までは農作をするものがなく荒地になつていて、年貢米を納めるのに百姓たちは困るようになったので、同村枝郷洞村の「穢多」<sup>ほら</sup>に開発や修理・作方等をさ

せていた頃、小丘の松や桜の木などを「穢多」が伐採し薪にしようと持ち帰ったところ忽ち家中残らず死に果て、なおまた芝地の草を刈り取り牛や馬に食べさせても食べなかつた。もつとも開地に取り掛かった際に「狂風」「暴雨」で荒れて、その後田地を耕作した洞村の「穢多」の四平・藤兵衛・佐平治が三人とも死に絶えたので、これは祟りであるとの「風説」があり百姓は恐怖したといい、「靈威」の地という。地名をミサンサイというのは「御山陵」との意であろうか。ツホネカサは「御山陵」の「坪」（土地の区画）を重ねたということなのか。（それとも）発音の誤りということなのであるか。他の全体の田地より二―三尺ばかり地所が高いのでいづれも丘陵を開地した場所であり、もしかすると上古には畝傍山からミサンサイや塚山までも丘陵は続いていて「尾」のようなあり様で帝陵内の地でもあったのであろうか。

D（『前王廟陵記』）

この頃の諸説もあるので調べたところ、『前王廟陵記』に「畝傍山〔略〕東北陵は百年ばかり前から壊され「糞田」となり、民は「字神武田」と呼ぶ。「暴汚」の振舞いは「痛哭」すべきである。数畝を残して「一封」（一定の範囲）をなす。「農夫」が登つても何も感じない様子であるのには寒心する。そもそも神武天皇は神代のごとがはじまったばかりの頃からの事績を受けて東征して国の中央を平定し、四門を開いて八方に王道や政治・教育を広めたのは実にここに始まる。我が国全体がまさに尊信する廟陵である」とある。この『前王廟陵記』は松

下見林の著述で元禄九年（二六九六）の「中元日」と序文に記し、本文に「（畝傍山）東北陵は百年ばかり前から壊され」などとあるが、慶長二年（一五九七）から元禄九年（二六九六）まで百年になる。（その神武天皇陵のある）山本村の検地帳は文禄四年（一五九五）のもので、慶長以前にミサンサイ・ツホネカサとの田地があり、『前王廟陵記』の）本文にある開地の年はおよそのことであるにしても、もともと開地の年代ははつきりとはわからないが文禄四年以前と思われる。また、神武田はすでにみたミサンサイ・ツホネカサの地に当る。

E（『大和志』）

『大和志』に「畝傍山」（とあるが、）この畝火山は小物成として高附の場所であり、およそ山の高さは八十間・根廻り三十八丁三十六間である。すでに述べた山本村の小物成は高一石三升で、同知行所同郡畝火村は同一石六斗、慈明寺村は同七斗三升、大谷村は同一石八斗、吉田村は同九斗五升で五カ村から毎年大津御代官所へ納めている。「東北陵神武天皇四条村に在り」とあるが、この「東北陵」はすでに述べた四条村と小泉堂村にある塚山のことである。「祠廟は大窪村に在り」とあるが、この祠廟は同知行所同郡大窪村の氏神天一大明神と崇敬されている神武帝社で、傍に春日明神小社と拝殿・鳥居等があり、畝傍山神官の巫女で吉田家支配の同村日向が兼帯している。同所は御陵と聞き伝えるということだが、かつては大窪村国源寺等の境内に場所が相当するのでもともと勧請した祠廟であったのか。御陵ではないと思われるの

で、これまで通りに差し置いて崇敬するべき旨日向の「所役人」へ申し渡すべきかと存じ奉る。

F (『菅笠日記』)

『菅笠日記』は本居宣長の著述であり、「畝火山の〔略〕北に四条村という所がある。この四条村の約一丁東で畝火山から五〜六丁も」とあるが、この丁数は三丁半で本文とは違っている。「離れて「丑寅」(東北)にあたる田の中に、松一本・桜一本がある」とあるが、この松・桜とも先年洞村の「穢多」が刈り取り現在榎が一本・荆木が一株ある。「三〜四尺ばかりの高さの小さい塚があるのを」とあるが、この塚はすでに述べた山本村の「ミサンサイ」の小丘を指している。畝火山の麓までは三丁半で遙に隔っているという程の場所ではない。「神武天皇御陵と伝える。しかしこれは決して陵(「ミさゝき」)の様子とはみえない。また、あの御陵(神武天皇陵)は「かしの尾上」と『古事記』にあるがここは遙かに(畝火)山を離れてそういうような所でもない」という。

G (『古事記伝』)

『古事記伝』も右同人(本居宣長)の著述であり、「綏靖天皇という人皇第二の陵と伝える所は綏靖天皇陵ではなくこの神武天皇陵なのであり、それは山本村の西の慈明寺村の南に連なる高所にあり、つまり畝火山の西北方の岡の上でまさしく「尾上」という地形である」という

が、これは誤った説であり賛成することができない。綏靖天皇陵については「別紙」（不明）で申し上げる。

H（『玉かつま』）

『玉かつま』も右と同じ人（本居宣長）の著述であり、「神武天皇陵は今神武天皇陵という所は違う所であり、実は綏靖天皇陵とされている所が神武天皇の御陵であろうと自分（本居宣長）は考え、すでに『吉野の道の日記』（『菅笠日記』）に書いたが、その後この四〜五年前に大和国の人竹口英斎という人が語るには、今綏靖天皇陵とされているのはやはり綏靖天皇陵であろう。神武天皇陵は自分（竹口英斎）が確かに探し出した。『日本書紀』が記す所にもよく合う。それは畝火山の東北の麓に天皇宮という祠がある山である」というが、この「天皇宮」というのは寛文八年（一六六八）九月に造営した生玉大明神で、すでに述べた山本村枝郷洞村の「穢多」の住居の傍らの畝火山内の「字丸山」と呼ぶ所を指すのである。「そこに字を「加志」という所があり」というが、この「加志」という所は畝火山内にはなく丸山の西<sup>つぎ</sup>（土地が切れ目なく接するさま）に字「タンダ」といいその東統に檜の木が五〜六本ある。右の（この）場所を指しているのかと聞く。『古事記』にある「かしの尾上」との名が残ったものであろう。山本の神八井命の御墓よりは東、小泉堂村よりは南、大久保村より西で「保良」村という里の辺りである」というが、この保良村はすでに述べた山本村枝郷洞村の「穢多」の住

居の地である。「その付近の田地の字に「神武田」あるいは「みさんさい」などという所もあるとあって、すべてこの「うねひ山」に関連付けた図も見せた。同じ図のなかでも殊に近い所なので何回も行つて見て考えて決めたのであると（竹口英斎は）語った。これを聞いたり見たりすれば、自分（本居宣長）の以前の考えはやはり正しくない。全くこの人のいう所が正しいと思われる」という。

## I（『山陵志』）

『山陵志』、これは文政年間（一八一八〜三〇）に蒲生秀實（君平）著述の書で、同人は常陸（下野の誤り）に住居し通名は伊三郎ということである。（同書には、「神武陵は畝傍山の東北嶋にあり「白櫃尾上」といい、今は畝傍山東北の嶋に御陵山といつて墳然と隆起している。『大和志』はこれを神八井の墳とする。神八井が畝傍山の北に葬むられたことは史書にあるが、山の嶋の平地というだけでどこかわからない。むやみにここを神八井の墓かとするがその位は人臣なのになぜ陵というのか。今御陵というのは土地の人の言い伝えをそのまま偽らなかつたのである」とあるが、この畝火山の内の御陵山という場所を探したがわからなかつた。山本村の役人や洞村の「穢多」に糺したが、畝火山内にそのような地名は聞き伝えもない旨申し立てた。それなのに（こういうことをいうのは）山本村の氏神の八幡宮から約一丁半東南の青木谷の傍におよそ東西三丁南北二丁ばかりの平円の地形があるのでこれを指しているのであろう



か。「御陵山」というのは（『山陵志』の）本文には土地の人の口碑とあるが村人には聞き伝えもないので、もしかすると『大和志』（の記述）にかこつけた（「附会」）ものか。本当のところはわからないが畝火山の北に古い墓（「古墳」）かと思われる地はこの外にはない。『日本書紀』に「神淳名川耳天皇綏靖天皇四年夏四月、神八井耳命薨す、即ち畝傍山の北に葬す」とあるのを見つけた。（右にみた「平円の地形」は）神武帝陵ではなく神八井耳命墓であろうと存じ奉る。

（『山陵志』には、「（前王）廟陵記」には、畝火山東北陵は百年前から耕作され「糞田」となり神武田という。なお数畝を残して「一封」の塚をなす。今その地を尋ねると神武田との場所はある。しかしこれは平地なのであって、畝傍山の岬から東北に約三丁隔たっていて「尾上」との名に合わない。しかもこの数畝を残して境界が設けられた冢は神武田ではない。神武田を距ててまた東北へ三丁の所に「古墳」があるが、これを指すのか。「略」その「古墳」はその頃陪葬した所で神八井の類の墓かも知れないが、決して神武天皇陵ではない」とあるが、神武田から三丁東北の「古墳」というのは、すでに記した四条村・小泉堂村の塚山を指すのである。

（『山陵志』は）「神武田は一名「ミサンサイ」ともいい「ミササキ」が訛ったもので山陵をいう。山陵と廟は俗に混用される。今神武田を「ミササキ」というのはかつて廟があったから

であろう。伝えるには、かつて神武天皇を祀る祠廟が神武田にあり、ある年大水で廟が流されて後に（祠廟を）大窪村に遷した」というが、（このように『山陵志』には）「山陵」と「廟」は俗に混用される等とあるので、検地水帳に田地の字に山陵は「ミサンサイ」、祠廟の辺りは「ミヤノ東」または「ミヤノウシロ」、塚の辺りは「ツカノ坪」「ツカノワキ」と記しそもそもよび方に区別がある。またある年大水によって祠廟を大窪村へ遷したとあることについて調べても、山本村や大窪村、地頭所に書面も申し伝えも一切ないという。「畝火山神宮文庫所蔵の古絵図」に神武天皇の祠宮は現在の場所に方位が相当するので本文の説は信用し難い。

（『山陵志』に）「大窪寺の趾は国源寺にある。また、国源寺もかつて神武田の傍らからそこに遷したという。『多武峯記』に、泰善法師が天延二年（九七四）三月十一日に畝傍（山）の東北で一人の不思議な老人に遇った。泰善に、「朕」（天皇の自称）のために大乘法を講じ国家の榮福を誇れ。「朕」は人皇の始祖だ、というと姿を消した。泰善はこの瑞祥（めでたいこと）により毎年三月十一日に来て法華を唱えた。それで貞元年間（九七六〜八）に大和守藤原国光が堂宇を創り国源寺と名付けた。それが偽りなのは仏僧のよくすることであるが、堂宇はこれによって創られたのであり神武天皇の祠廟も同寺の中にあつた。つまり神武田の傍らを塔垣内ということとを考えると、その頃に塔や廟を建てたことにより「ミササキ」と称したのか」というが、（『多武峯記』にある）大窪寺については『日本書紀』の人皇四十代天武天皇の朱鳥元年

(六八六) 八月一日条に「檜隈寺・輕寺・大窪寺各封百戸」とあり、旧郡のもと大窪村と称する田地の字に東金堂・西金堂・靈堂・南堂垣内・北堂垣内・塔ノ垣内・門田・下庄・寺内ノ北方・寺堤・家原田・松原・官ノ東方・官ノ西方・官ノ後等と称し、同所西統の田地はすでにみた四条村・小泉堂村領であったが、田の字に南ノ不動・北ノ不動・寺内・院田・塚ノ坪という所もあり、昔は大窪村の敷地で堂・塔・伽藍が全て備わった所で、『多武峯記』に拠ったのであるから、天正の頃(一五七三〜九二)には荒廢し、貞元二年(九七七)にここに国源寺を造立し、開祖は多武峯八代目檢校泰善という僧で荒陵鎮祭して毎年三月十一日の国忌に法事を勤行していたが、その後衰退に及んだものか。

J (『越智家譜』)

『越智家譜』に「人皇第六十四田融院の御世文治三年(一一八七)八月に〔越智家十二代目〕越智右馬頭藤原親家三男光恵法眼が国源寺を造立し中興開基である」とあるが、今日では同寺の觀音堂一字が残り、傍らに庫裏・小社があるのみで表門もなく境内も寂しくなっている。京都知恩院流浄土宗和州高市郡五位村称名院兼任で同院の末寺である。なお前にみた古絵図では、国源寺の觀音堂は神武帝の祠宮の傍にあり今日の場所に当るので他所から遷ったのではないと聞くので、右の五位村の称名院に糺したが、神武帝の塔・廟や祠宮を他から遷したとは旧記にみえず聞き伝えも一切ないというので、本文にみた考えは用い難いと存じ奉る。

『卯花日記』に、この書は文政十二年(一八二九)五月に津川長道という者が著したものであるが、「神武天皇陵を拜もうとまず四条村の塚根山に詣でた〔略〕」とあるが、この「塚根山」はすでに述べた四条村・小泉堂村の「塚山」のことである。「この塚はあまりに狭小で天皇の御陵とは見えない。〔略〕自分は若い頃からこのことを疑い古書を探し里の翁に尋ねたが、どこにあるかわからずただ不思議に思うばかりであった。〔略〕畝火山の東北の麓に洞村がある。この里は山本村の枝郷で「穢多」が住む。この村の神祠に詣でるが祭神は不確かで、里人に尋ねると「生玉」という。ここから山を登り道もない険しい坂を越えあちらこちらを尋ねると、この山の東北の「尾上」に松が高く茂るとも高い所がある。里人は「白土のハナ」または「岩ハナ」という。〔略〕見渡すと何となく御陵のように思われる。恐らくここに間違いないであろうと推測するものそれでも「旧證」<sup>〔明〕</sup>はなくこの山を南に下り畝火村に行った。〔略〕あの村長の翁で字を甚兵衛という者が帰ってくるのに会った。〔略〕そして老人に神武天皇の御陵について尋ねたところ、翁は、この御陵は塚根山と古くから申し伝え公にもそう決めたので外に何もわからない。それでも付近の翁なども何やら今の所は違うという者もなくはない、という。それならこの山の中の字にもしかしたら「かしの尾」「白かし」等という所はないかと問うと、翁がいうには、この畝火山は東は北から南へ回るとみな畝火村領で、南西は真名子

谷の辺りまでこの村の領分である。北は洞村から山本村領で、西北の嶋は慈明寺村領でその西は大谷村の領、西南は吉田村の領である。畝火村の範囲はとても広い。この山の北の端東の嶋に「白かし」という所はある。それなら山道を歩いて道を教えてくれと〔略〕翁に従って行くと、この山の東の大道をひたすら北へ行き北の嶋の洞村の上に竹藪がある所を教え、こここそが「白かし」という所である。畝火村と山本村との領の境である、という。これは先に見た「白土のハナ」または「岩鼻」という所である。また付近の村里で「郷踊」ということがあり「畝火の神」への願い事が満願になると村々から人が出て「大踊」をすることがある。年ごとにあるのではないが二十〜三十年の内には必ずある。その時はここで踊るのが古くからの例になっているということである。ここの有様は山に添って少し平地がある所でいかにも昔の宣命所のように思われた。いよいよここに違いないと決めた。後世の陵は皆南面で北に高く御陵を築いたものであるが、上世にはそのような定めはなかったようで、山の様子に応じて知らず知らずのうちに来たのである。〔略〕この陵から塚根山までは僅か五〜六丁を隔てるが、その間に川筋が二筋もあり昔から「尾上」というような所ではない。また、『日本書紀』に「東北」とされるのにも『古事記』に「畝傍山の北白檮尾上」とあるのにもよく合う。塚根山は全く違う。そうであれば塚根山は何なのかというと、これも昔の身分の高い人の塚であろう。〔略〕天皇の御陵というのは全く違う」というが、この本文に畝火山内の「字白土のハナ」または

「イワハナ」というのは、洞村の東端から畝火神宮への参詣路の東北で、この路の南から同（畝火）山の字丸山の続であるが、これを指して「御山陵」といったのか。または通路筋から「巽」（東南）の丘をいうのか。両方とも「白土ハナ」の続で、天皇を葬った所はどちらかと明確にはわからない。かつ畝火村の甚兵衛が「白土鼻」を「白かし」といったのは、（津川）長道が尋ねたのに答えて「白かし」と附会のことを答えたのか。または、上古の畝火山の東北は総じて広く白禱原の都の附属の地で「白禱原」「白禱尾上」といったのを言葉を略したり誤って伝えたりして「白かし」と称したのか。詳しくはわからない。もつとも同所は小さな平地なので「御山陵」の宣命所とも決められないのであろうか。もともと険阻の地も天変により土砂が崩れ落ちて平地のようになった所があちこちにある。或はかつて村人が「満願踊」の場所を少し平に開いたものか。どちらとも分らないので、「明證」にはならないのではないかと存ずる。

## L（北浦定政の説）

北浦定政の説に、「山陵志」に、神武陵は畝火山の東北の嶋の洞村の上にある御陵山という所というが、今洞村に行つて尋ねると御陵山や御霊山等という地名を知る人はいない。但し洞村の上に字丸山とよぶ古墳がある。「古く御陵・御霊山などよんだのはこの丸山のことか。」側に神功皇后（または太玉命、または生玉命）の小社がある。「古くは神武社であつたのを後世に神功社と伝え誤つたか。この社の祭礼は九月十二日である。則ち神武天皇を畝火山の東北

に葬った月日にあたる。」この丸山は上古の陵制にも『日本書紀』に「東北」にあるとすることにかない、『古事記』に「白櫃の尾上」とあるのにもよくかなうので、神武天皇陵であることは明らかである」というが、本文に丸山というのは、前出の山本村領山手小物成の高一石六升九勺の内に同村枝郷洞村の「穢多」の住居から約五間余り離れた高さおよそ四間広さおよそ東西八間南北十二間で山の根に鳥居と小社がある。つまり畝火神宮神主の高市郡大谷村の播磨は今般小社の神号を取り調べて、生玉社に違はなく同社の棟札に「奉生玉明神造管息災延命福貴祈所也寛文八年申（二六六八）九月吉日願主敬白云々」とあり、近頃は「穢多」も信仰し、毎年九月十三日は畝火神宮祭礼で、郷中の村人が野業を休むので、「穢多」も同様に生玉社へ造酒・燈明等を献備して祭っているとのことである。それで畝火神宮の相殿に神功皇后を祭っている、他所からの参詣人の中にはこれを聞き伝え、自分の推察で生玉社を猥りに神功社と誤っているのかも知れないが、郷中・郷村では先年から今に至るまで生玉社といい神功社とはいわないという。棟札の神号と合致するので、神武社を神功社に誤って伝えたことはなく、同社の祭日は九月十三日で神武帝が葬られた日とは違って（ここが神武天皇陵であること）確かな証拠（明證）とはならないであろうと存じ奉る。

M（『日本書紀』）

『日本書紀』にはこの書について、勅を奉じて一品舍人親王・従四位下大朝臣安磨・儒士紀朝

臣清人等が〔四十四代〕元正帝の養老四年（七二〇）五月に奏上したことが『続日本紀』にみえる。（そこには）「神日本磐余彥天皇神武天皇、七十有六年春三月甲午朔甲辰天皇崩于橿原宮、明年秋九月乙卯朔丙寅葬畝火山東北陵云々」とある。

N（『延喜式』）

『延喜式』にはこの書について、延喜帝（醍醐天皇）の勅を奉じて左大臣藤原時平公が撰輯したが途中で薨去し、貞信公忠平等が続けて撰じたということが跋文にみえる。（そこには）「畝火山東北陵、畝傍橿原宮御宇、神武天皇在大和国高市郡兆域東西一丁南北二丁守戸五烟云々」とある。

O（『古事記』）

『古事記』にはこの書について、〔四十三代〕元明帝和銅四年（七一二）九月十八日勅を奉じて大朝臣安磨が稗田阿礼という人が胸中に記憶していた「勅語」「旧辞」を口述したものを纂修して献上したことが「序文」にみえる。（そこには）「神倭伊波礼毗古天皇御陵在畝火山之北方白袴尾上也云々」とある。

P（元祿の修陵①）

元祿丁丑十年（一六九七）九月十六日に高市郡四条村・小泉堂村の役人が差し出した書面に「御陵字塚山を神武天皇の御廟と村人は申し伝えている」との記述を引き、この申し立てを京



都所司代に注進し、(神武天皇陵を)塚山に決めたのであり、その際山本村の役人は、畝火村の丸山と「ミサンサイ」の小丘等について申し立てなかったたので別段取り調べはなかったが、『古事記』に「白袴尾上」とある地とは違うことについては先にみたようにさまざまな説があり一定しなかった。

Q (地形の変化)

すべて丘陵のあり様は昔のままであることも変化することもあり一概にはいえませんが、天変で峰の頂が崩れ欠けまたは兵乱で居城が築かれ溝や池が穿たれ、太平の世には神社や仏閣を建造するための用土に山岳の四方を毀し取り或いは村の別荘や田畑に開地し、今日では「山嶋」「尾上」と見受けられる所がかつての「山嶋」「尾上」ではなく、かつての丘陵の半ばであったところが現在の麓になっていて、暫くの間に山峰や丘陵が平地の田畑になっていることはこの頃では多くある。まして人皇初代からこの頃に及ぶ年月の間にその位の変化が無かったとはいえないのではないか。

R (地名)

なお考ええると、大和国の帝陵の内で「中山塚」「石塚」「段々塚」「塚之切」という所もあるのが一概にはいえませんが、恐らく後世の字名で、四條村・古泉堂村・山本村・大窪村領の続で「古墳」がある所を山本村では「ミサンサイ」、四條村・古泉堂村では「塚山」、大窪村では「桜

見塚」と称するので、同所の古検地帳や水帳でも（「古墳」の呼称の）区別（「差別」）があると聞くので、「ミサンサイ」は「御山陵」の訛であり「帝陵」のことなのであろうか。上古神武帝以前に大隅国の埃山陵・高屋山上陵・吾平山上陵はいずれも「高大」の地所であるということであるから、神武帝を葬った時には「ミサンサイ」の地も畝火山の続の高丘にあったものが追々毀し取られ欠け縮んで開地されるようになったので、現在では平地同様の田畑・小丘・芝原になったのであろうか。しかし約東西一丁・南北二丁の場所で、『延喜式』の兆域に合せてみると周囲の田地から際まで約二〜三尺土地が高く、殊に数十年來村人には恐怖の場所であり、その傍の小さな川は神武田川とも称され、上古畝火山から塚山迄も尾のように裳が出て、白袴（褌）の樹が茂るので付けた字を「白袴尾上」と称し、その東西両側は洞苔・洞水等で窪んだ土地であり、丘峰を東西の二方に毀し取り、西方は田畑があり、東方は堂・塔・伽藍が建立され、何分低い土地なので大窪寺と称したのであろうか。『日本書紀』天武帝の卷朱鳥元年（六八六）に「檜隈寺・軽寺・大窪寺各封百戸、限三十年云々」とあり、建立の年月の記載はないが朱鳥元年以前に大窪寺が建立された際にはきつと「ミサンサイ」や「塚山」の「長石」を棺石の「基築」として運搬し、または陵墓の域内の地を境内に取り込み、仏法が興隆し帝陵が衰微した延喜年間（九〇一〜二三）に東西一丁南北二丁の兆域となったということであろうか。

S (国源寺)

その後大窪寺が廢されるに及んで貞元二年(九七七)に国源寺が建立され、境内に神武天皇の祠宮と堂・塔・僧院もが建てられ、それ以後同寺が衰廢し、文治三年(一一八七)に再建されなおまた衰廢に及び、終に帝陵(神武天皇陵)をも取り毀し、今日のように荒野や農家になり、大窪寺や国源寺等の遺跡は大窪村と称し、神武天皇の祠宮と觀音堂一字とその他は堂・塔の礎石のみが残り帝陵は「ミサンサイ」「神武田」と称し、全体として平地になったのは千年も開地したためなのか。

T (畝火神宮所蔵の古絵図)

畝火神宮所蔵の古絵図に畝火山南面の尾の上にある寺院も今日平地の田畑となっているが、その田の字の字名を「満願院」というのによって知ることができる。このことに気が付かず今日の形をみて白樺の尾上に合わないなどと「區説」しているが、今日に小丘が残っている上に「ミサンサイ」の字名は古検地帳にはつきりと残っているので、「ミサンサイ」の字名は神武天皇陵であろうと存じ奉る。

U (元祿の修陵②)

元祿年間(一六八八―一七〇四)に四条村・小泉堂村の塚山を神武天皇御廟と伝えるのは、もともと神武帝の皇后の塚山というのを村人が言葉を略したり謬って伝えたりしたこと

あろうか。「ミサンサイ」の小丘から塚山まで約三丁半離れていて、その傍の田を「塚坪」と古検帳に記してあるので、上古には帝陵の域内ともいいうべき統地であったのか。綏靖天皇元年以後に媛蹈鞬五十鈴媛皇太后を葬った墓地であろうか。『日本書紀』にはこのことが脱落しているであろうか。

#### V (洞村の伝承)

なおまた畝傍山内の丸山を洞村の「穢多」が伝えるには「御殿跡」と称している。彼等のいうことではあるが古人の口碑であるから好事家の虚説から出て取り用いられることもある。かつ神武天皇は在位七十六年の三月十一日に崩御し翌年九月十二日に葬られ同日までは丸山に殯御殿を造作し御棺を安置した旧跡を略言して申し伝えたということなのであろうか。

#### W (「札の場所縄引」)

この度丸山の頂上が一畝二十六歩二厘五毛の内小物成の高の内三合八勺七銭は「札の場所縄引」としておいた。追って竹垣を仰せつけられると存ずる。

#### X (祭祀)

この他畝火山の東北に陵墓はなく、この度神武帝陵内かと御沙汰があつた「ミサンサイ」または「神武田」と称する地は、「御尊骸」を葬つた「御山陵」と思われるので、右の「ミサンサイ」の地を「御神体」として畝火山の浄土で鎮祭させ、およそ中央の高さ二間ばかりに積み立

て桜木を植え、その廻りは筋練塀にして前に黒木鳥居と土堤の御拜所を取り建て、兆域は東西一丁・南北二丁に取り極め生垣で囲むものと存じ奉る。尤も神主は白川・吉田両家の内に人撰を仰せ付け右の境内に神主宅を取り立て、聊かでも御扶持米も下されば相統もできるのではないかと存じ奉る。さて「ミサンサイ」等の地は神保三千次郎の知行所なので、御引上げの上は、御料所の内から代地にても下されるかにつき同人に御達になることについて仰せ上げられることと存じ奉る。

Y (奥書)

右の通りなので、別紙に絵図面を添えて申し上げる。以上。

卯 (安政二年 (一八五五) 四月)

中條良蔵

羽田謙左衛門

羽田半之丞

(註)

・本稿における引用・参照等の便宜のためにA～Yに章立てをし、それぞれに続く( )内に題をつけた。すなわち、A～Yのアルファベットと( )内は原史料にはない。

・「」内は、『書附』の原文では割註等であることを示す。「」は、『書附』の文言がそのまま引用されている部分、および他の文献が『書附』に引用されている部分の現代文であることを示す。( )内は、『書

附」の理解を容易にしあるいは正確にするために著者の判断で補った部分であることを示す。  
・適宜、句読点や中黒等を補った。

### 〔註記〕

『書附』の翻刻には、宮内庁書陵部による許可（「宮内書院第一一〇九号」（令和五年九月二十六日））を得た。記して感謝の意を表す。

本稿は令和五年度成城大学特別研究助成「神武田に造営された神武天皇陵に対する「異説」」についての研究」の成果の一部である。

なお本稿に引用した史料中には、「穢多」等のいわれない身分についての差別に関する文言が含まれているが、このような記述は当時の時代・社会意識を反映させたものであり、歴史的史料としての性格上そのままとした。著者に不当な身分差別をいささかでも助長する意図は全くないことをここに明言する。